

職業安定分科会（第 220 回）	資料 1 - 3
令和 8 年 1 月 26 日	

雇用調整助成金の緊急時の在り方について (たたき台)

雇用調整助成金の緊急時の在り方について（たたき台）

1 はじめに

- ・ 雇用調整助成金の意義
- ・ 緊急時における雇用の維持・安定への支援について平時に検討を行う必要について指摘がなされたことを踏まえ、過去の特例対応の具体例や調査・研究等の結果を踏まえつつ、今後の緊急時の在り方について検討

2 雇用調整助成金の主な支給要件等とその考え方

※ 主な支給要件等を確認し、当該要件等の考え方について確認

- ・ 生産量要件
- ・ 支給日数・期間、クーリング要件
- ・ 助成率

3 過去の特例措置に関する事例の整理

※ 業種指定制度終了後（H13.10 以降）の特例措置について、経済変動、自然災害、感染症に分類し、概要を整理

- (1) 経済変動
- (2) 自然災害等
- (3) 感染症

4 過去の特例措置に関する調査・研究等の整理

※ 過去の特例措置に係る調査・研究等の紹介及びそこで得られた示唆を整理

- ・ リーマンショック
- ・ コロナ禍
- ・ 能登特例
- ・ 諸外国の状況 等

5 過去の特例措置、調査・研究等を踏まえた今後の緊急時の雇調金の在り方

※ 過去の事例や、調査・研究結果等における示唆を踏まえて記載

(1) 緊急時の特例措置の意義について

- ・ 緊急時には一定規模の範囲に急激な経済情勢や雇用環境の悪化が発生し、社会イ

ンフラやサプライチェーン等が広範かつ一斉にダメージを受け、個々の事業主・労働者の努力での状況改善は困難

- ・ 通常時の支援内容よりも手厚い特例措置を講じることは、一定期間強力に雇用維持を促し、その間に必要に応じて事業主の経営改善や労働者の再就職の準備期間の確保を図る緊急避難的措置であり、個々の事業主、労働者のみならず社会全体としても合理的

（2）経済変動について

- ・ リーマンショック時など全国規模、世界規模の経済危機時において特例措置を実施
- ・ まずは生産量要件の緩和を行い影響を見極めた上で、助成率や支給日数の引き上げ等を行う。危機の状況に応じた対応が必要
- ・ 特例の内容や特例期間については、経済変動の影響の大きさ、労働市場の状況等に加え、これまでの調査・研究結果等も踏まえ、当分科会において、公労使が議論を行って適切に判断。その際、政策効果を適切に発揮するために定期的に状況判断を行い、特例の内容や期間を適切な水準とすることが重要

（3）自然災害等について

- ・ 災害は迅速な初動が必要であること、様々な規模があり、一定の基準が必要であること、過去頻回に発生しており、一定の対応パターンは形成されていること等を踏まえ、改めて当分科会において発動基準や特例内容を確認し、基本方針を定め、迅速対応が図れるようにする。
- ・ 発動の要件
 - ① 政府全体の動き
 - ② 企業活動への影響：激甚災害法第12条（中小企業信用保険法による災害関係保証特例）の指定（見込み含む）
 - ③ 雇用への影響
- ・ 特例の内容については、②の激甚災害法第12条の指定が局激の場合は雇用への一定の影響があると認められる場合には生産量要件の緩和、本激の場合には助成率、支給日数引き上げにより対応
- ・ 特例期間については、過去の実績を踏まえ、1年間を基本とする。その上で、個々の事例への判断にあたって、被災地の労働市場や被災・復興の状況、現地労使の状況等を踏まえつつ、当分科会において、公労使が議論を行って適切に判断

（4）コロナ禍類似の危機について

- ・ コロナ禍時の対応は、人命のために政府が経済活動及び人的接触を徹底的に制限した結果、事業活動が急激に縮小した事態に迅速に対応するため、既存施策である雇用調整助成金により対応を行った異例のもの

このため、今後、コロナ禍と状況が類似するような危機が発生した場合の対応の在り方については、(2) の経済変動や (3) の自然災害等とは対応の在り方が異なることも考えられるが、ここでは仮に、雇用調整助成金の特例対応が求められる場合について検討する。

- ・ 特例措置の実施としては、まずは生産指標要件の緩和を行い影響を見極めた上で、助成率や支給日数の引き上げ等を行う。危機の状況に応じた対応が必要
- ・ 特例の内容や特例期間については、経済への影響の大きさや労働市場の状況に加え、これまでの調査・研究結果等も踏まえ、当分科会において、公労使が議論を行って適切に判断。その際、政策効果を適切に発揮するために定期的に状況判断を行い、特例の内容や期間を適切な水準とすることが重要